

売上高30%減の方も
対象になります！

京都市中小企業等再起支援補助金の特例措置について

この度、京都市では、新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴う緊急事態宣言等により影響を受けた市内中小企業等を支援し、京都経済の回復を後押しするために4月に創設した「京都市中小企業等再起支援補助金」について、特例措置として「売上高が30%以上減少している」事業者を対象とするなどの制度改正を実施しますので、お知らせします。

1 特例措置の内容等（※下表の波線を引いた箇所）

- (1) 「売上高が30%以上減少している」事業者を対象とします。
- (2) 「売上高減少比較期間」に「令和3年4月～7月」の期間を追加します。
- (3) 「事業実施期間」及び「申請受付期間」を3箇月延長します。

	改正前	改正後
① 補助対象者 (注1)	・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者で、時短要請協力金の対象とならないもののうち、 <u>令和2年12月～令和3年3月のいずれかの月</u> で、前年又は前々年比 <u>50%以上</u> 売上減少しているもの	・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者で、時短要請協力金の対象とならないもの(注2)のうち、 <u>令和2年12月～令和3年7月のいずれかの月</u> で、前年又は前々年比 <u>30%以上</u> 売上減少しているもの
	・商店会、業界団体等 主たる事業所を市内に設けていること、又は構成員の半数以上が市内事業者であること	
② 補助対象経費	感染症対策をはじめ、事業継続のための取組等に幅広く活用可能 (例) 機器や道具の修繕や点検、更新 事業所、店舗、機器等の改修、清掃 (商品開発のための) 材料費 等 ※ 補助対象経費のうち、2/3以上は府内調達とする。	
③ 補助上限額	法人・団体15万円 個人事業者10万円	
④ 補助率	3/4以内	
⑤ 事業実施期間	令和3年3月1日～ <u>7月16日(金)</u>	令和3年3月1日～ <u>10月15日(金)</u>
⑥ 申請受付期間	令和3年4月12日～ <u>7月30日(金)</u>	令和3年4月12日～ <u>10月29日(金)</u>

注1 既に再起支援補助金を申請した事業者の重複申請は不可

注2 大規模施設等は、令和2年12月21日から令和3年4月24日までの間の協力金の対象となっていないため、再起支援補助金の補助対象者とする。

2 募集概要（波線箇所が特例措置）

(1) 補助対象者

ア 京都市内に本社・本店を有する中小企業，小規模事業者，フリーランスを含む個人事業者で，時短要請協力金の対象とならない方のうち，令和2年12月～令和3年7月の間の任意のひと月の売上高が，対前年又は前々年同期比で30%以上減少している方

※ 令和2年8月以降に創業された方の場合には，令和2年12月～令和3年7月の間の任意のひと月の売上高が直前3箇月間の平均と比較して30%以上減少している方

※ 令和3年4月25日以降の休業要請等で，新たに時短・休業要請に係る協力金の対象となった方は申請可能です。

※ NPO法人，社団法人，財団法人等を含みます。

※ 文化，スポーツ等の関係の方も，中小企業等あるいは個人事業者であれば対象となります。

イ 主たる事業所を市内に設けている又は構成員の半数以上が市内に事業所等を設けている商店会・業界団体

(2) 上記のうち補助対象外

暴力団密接関係者，性風俗業及び無許可営業に該当するもの

(3) 補助対象

感染症対策や事業を継続されるための取組等に幅広くお使いいただけます。

(例)

取組内容	対象となる経費の内容
ア 感染症対策	消毒液，マスク，空気清浄器，パーテーション，仕切り板，サーモグラフィーなど
イ 事業・経営改革	ネット販売のシステム構築，テレワーク導入のためのパソコン・タブレット，経営改革に向けたコンサルティング等，キャッシュレス対応など
ウ 販路開拓，売上向上，事業継続を図るための取組	機器や道具の修繕や点検・更新，事業所・店舗の改装・清掃，新商品開発のための材料費など

※ 令和3年3月1日以降の新たな雇用や契約に係る京都府内在住者の人件費や京都市内に所在する家賃は申請することができません（これまでから継続した雇用や契約に係るものは申請できません。）。

※ 上記以外の人件費や家賃等の固定経費，光熱水費，損失補填，不動産購入費，飲食・接待費，交通費，車両購入費等は対象外です（詳しくは，チラシやホームページを御参照ください。）。

(4) 補助対象の経費の支払い期間（補助対象期間）

令和3年3月1日（月）～同年10月15日（金）の間に支払い，納品，完了等がなされた経費

(5) 府内調達要件

申請された経費の3分の2以上は，京都府内で購入等された経費である必要があります（3分の2に満たない場合は申請できません。）。

(6) 補助上限額

法人・団体 15万円

個人事業者 10万円

(7) 補助率

3 / 4 以内

※ 国や自治体、他の行政機関等から補助金を受ける(受けた)事業についても申請可能ですが、国等の補助金がある場合、本市の補助金との合計額が事業費の総額を超えて受けることはできません。

(8) 申請受付期間

令和3年10月29日(金)まで

(9) 申請方法

「事後申請」方式です。

申請書に領収書等を添えて、郵送又はWEB申請フォームで申請してください。

※ 新型コロナウイルス感染症防止のため、持参での受付は行いません。

(10) 補助金の支払い

受け付けた申請は随時審査し、結果の通知と共に、補助金をお支払いします。

(11) その他

ア 記載事項及び関係書類において虚偽が判明した場合は、補助金の返還を求めます。

イ 申請は、1事業者・団体1回限りです。

3 申請郵送先・問合せ先

申請書郵送先

〒604-8799 中京郵便局留め

「京都市中小企業等再起支援補助金」事務局 宛て

申請書等

申請書等の必要な書類は、ホームページからダウンロードするか、**<申請書・申請フォーム等>** 区役所・支所等で入手いただけます。

また、WEB申請フォームもありますので、御活用ください。

▼<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000282498.html>



問合せ先

「京都市中小企業等再起支援補助金」事務局

電話：0570-003-756

(土日祝日除く毎日午前9時～午後5時、ナビダイヤル・有料)